

令和7年度山形市SUKSK（スクスク）メニュー募集要項

1 目的

本要項は、山形市SUKSK（スクスク）メニュー（以下「SUKSKメニュー」という。）認定事業実施要領に基づき、SUKSKメニューの募集について必要な事項を定める。

2 事業内容

山形市民の健康寿命延伸を図ることを目的に、賛同を得た飲食店等で基準（別記）を満たしたメニューをSUKSKメニューと認定し、健康づくりに取り組む食環境を形成する。

また、健康ポイント事業SUKSK（スクスク）の参加者は、SUKSKメニューを喫食することでSUKSKポイントを取得することができる。

3 募集内容

（1）募集要件

山形市内の店内禁煙の飲食店等で、前項2の基準によるメニューを提供することができること。なお、認定メニューの提供にあたっては地産地消の観点から、山形市産の食材の使用に努めること。

また、認定を受けた事業者は、山形市の施策に協力し、健康ポイント事業SUKSKのポイントを付与するための二次元バーコード（QR）を店内に設置するとともに、本事業に関するチラシやポスター等の設置に努めること。

（2）募集期間

令和7年4月1日から令和8年2月末日まで

（3）申請方法

SUKSKメニュー認定申請書（別記様式1）に必要事項を記入し、山形市健康増進課に提出すること。

4 応募基準等

提供メニューが別紙の基準を満たすメニューを提供すること。（現在提供しているメニューも可）

5 メニューの変更

メニューに変更が生じる場合は、SUKSKメニュー変更申請書（別記様式2）によって速やかに報告し、承認を受けること。ただし、日替わり又は週替わりメニュー等、1ヵ月以内に食材が定期的に変更するメニュー（以下、「日替わりメニュー等」という。）はこの限りではない。

6 メニューの休止・辞退

メニューの提供を休止・辞退する場合は山形市SUKSKメニュー休止・辞退届（別記様式3）を提出すること。

7 認定の取消し

認定を受けた飲食店等が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消される場合がある。

- (1) 飲食店等が提供するSUKSKメニューが認定基準を満たさなくなったと認められる場合
- (2) 飲食店等が営業を休止したと認められる場合
- (3) その他社会通念上適当でない行為が認められた場合

8 損害に対する責任

山形市は、SUKSKメニューに関するいかなる損害に対しても、その責任を負わない。

9 広報

山形市は広報やまがた、山形市ホームページ、SNS等で事業状況報告や報道機関へのPRを行う。また、普及啓発用のポスター・チラシ等を作成し、飲食店に提供する。飲食店は必要に応じ普及啓発用のポスター・チラシ等を店内への掲示やお客様へ配布する。

10 その他

市の広報活動に使用するため、メニューと店舗外観等の画像を提供をすること。

別記

SUKSKメニュー認定基準表

(1) 食塩控えめメニュー 1食又は1品あたりの食塩相当量が控えめのメニューとする。 (山形市の1日の目標量は男性8.8g、女性8.0g) ① 1食の場合 1食650kcal未満の場合 食塩相当量が3.0g未満であること。 1食650kcal以上の場合 食塩相当量が3.5g未満であること。 ※八訂で栄養計算をする際は、1食620kcal以上の場合 食塩相当量が3.5g未満とする。 ② 1品の場合 食塩相当量が100gあたり1.0g未満であること。
(2) 野菜たっぷりメニュー 1食又は1品で野菜を適量食べられるメニューとする。 (1日の野菜摂取の目標量は350g) ① 1食の場合 緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜(いも類、きのこ類、海藻類も含む)が総重量(生の重量)で140g以上使用されていること。なお、野菜の漬物は塩分の過剰摂取につながる場合があるため、本基準でいう野菜には含まないこととする。 ② 1品の場合 緑黄色野菜を含む2種類以上の野菜(いも類、きのこ類、海藻類も含む)が総重量(生の重量)で70g以上使用されていること。
(3) 栄養バランスメニュー 次の①及び②の全てを満たす栄養バランスの良いメニューとする。 ① 「主食」＋「主菜」＋「副菜」の組み合わせであること。 ② 1食あたりのエネルギー量が650～850Kcalであること。 ※八訂で栄養計算をする際は、1食あたりのエネルギー量が620kcal～850kcalとする。
(4) SUKSK三ツ星メニュー 上記(1)から(3)に掲げる基準の全てを満たすメニューとする。

※ 日替わりメニュー等の認定について

飲食店等において管理栄養士又は栄養士が配置されている場合は、資格の免許証のコピーを添付することで、1カ月以内で使用する食材が定期的に変更するメニュー(以下「日替わりメニュー等」という。)を代表するメニューをもってSUKSKメニューの認定を受けることができる。

この場合、認定を受けたSUKSKメニューの基準を常に満たすこととし、事業者は、認定を受けた日替わりメニュー等を提供する概ね2週間前までに栄養計算の帳票等を山形市に提出し、確認を受けなければならない。